

1. 件名: 国立研究開発法人日本原子力研究開発機構大洗研究所(北地区)核燃料物質使用施設等保安規定の変更認可申請に係る面談
2. 日時: 令和4年6月1日(水)10時30分～10時45分
3. 場所: 原子力規制庁10階南会議室 ※TV会議により実施
4. 出席者
原子力規制庁
原子力規制部 審査グループ 研究炉等審査部門
本多主任安全審査官、佐久間安全審査専門職
国立研究開発法人日本原子力研究開発機構
大洗研究所 燃料材料開発部 次長 他6名
5. 自動文字起こし結果
別紙のとおり
※音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。
発言者による確認はしていません。
6. その他
提出資料
 - ・保安規定変更認可申請と使用変更許可の対比表(北地区・使用施設)
 - ・大洗研究所 核燃料物質使用施設等保安規定 使用施設等における保安規定の審査基準と保安規定の記載整理表
 - ・保安規定に規定すべき事項の確認表

以上

時間	自動文字起こし結果
0:00:02	おはようございます原子力規制庁の本多です。それでは原子力機構さん の大洗研究所喜多地区の保安規定の変更認可申請に係る面談ということ で、
0:00:15	前回の5月18日に1回面談、やりましてそこで
0:00:20	いくつか指摘させていただいたんですけれども、そのことについて改め て資料ちょうだいしてしますので減少機構さんの方から説明をよろしくお 願いいたします。
0:00:32	はい、原子力機構案各本部の仲村です。
0:00:36	費用の方ですね今本田さんおっしゃった通りですね前回の面談でのコメ ント、
0:00:44	を反映した資料ということで今回三つファイルを送付させておりござい ます。前回からの変更点についてはですね、
0:00:54	いずれのファイルでも青字で記載してございますのでその青字箇所を中 心にですねちょっと説明をさせていただければと思います。詳細な説明 はお願いしたいと思います。前回同様ですね当年外部の方からまずは説 明していただいて、
0:01:14	その後L a bの方について説明していければと思ってます。説明の方よ ろしくお願いいたします。
0:01:22	はい。
0:01:23	おはようございます。原子力機構新井稔財務の水越と申します。
0:01:27	それではお手元の資料に基づいて銀行課長のご説明をしたいと思いま す。まず①の資料になります。対比表になりますけども、こちら前回、
0:01:41	面談からの変更課長になりますけども、
0:01:44	ベースをめぐっていただいてですね。
0:01:50	14分の7ページ。
0:01:53	この中段のところの記載になりますけども、前回仕様変更区間の方に、
0:02:00	原告の前の許可の、
0:02:04	条文が書いてございますけども最新版に合わせるということで、
0:02:07	使用許可の欄については斜線を入れさせていただいています。
0:02:12	それから、めぐっていただいて14分の9ページでございます。こちら の表題、2-2の最大取扱量の表になりますけども、これも
0:02:24	現行の機器評価の表の2-2に、
0:02:29	こちらの方に修正をさせていただいております。
0:02:34	うん。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。
発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:02:37	うん。
0:02:39	連携等に関わる箇所は、資料①については、以上でございます。
0:02:46	はい。規制庁の方でありがとうございましたここは天気がちょっと間違 ったものを転記してたってということだと。
0:02:54	記憶してるので間違いなく正しいものに、
0:02:58	直してくださったということで了解いたしました。
0:03:01	続けてお願いいたします。
0:03:07	はい。原子力機構大洗永年財務の水越でございます。続いて②の資料の ご説明をしたいと思います。
0:03:16	燃研棟に関わるどころの記載でございますけども、めくっていただいた 5 ページ、
0:03:23	の記載になります。
0:03:26	5 ページのですね保安規定の関連文章ということで、第 7 円の 6 条の使 用施設の
0:03:34	使用上の制限という条文のほうを記載させていただいております。また その対象の
0:03:43	すいません、第 6 条の記載をさしていただいております。
0:03:47	次のページの 6 ページの方ですね、こちら側の表第 1-1 の最大取扱量 ということで、
0:03:55	記載をさしていただいております。それから 6 ページの下のところす けども、
0:04:00	関連条文で変更なしということで
0:04:03	第 6 編の十条、11 条、18 条の、
0:04:08	記載、それから 19 条の再臨界に関する記載、の方を記載させていた だいております。
0:04:15	それから 7 ページの中段から下ですけども、こちら第 70、第 7 編の記 載の、
0:04:24	すいません、年金等々で第 7 ページの第 7 ページの第 20 条の委員会 ですね、ここについて記載をさせていただいております。
0:04:33	それからちょっと見づらいですけど 7 ページの一番下ですね。
0:04:37	審査基準の第 5 項に関するところで、
0:04:41	現行大小同文等ということで第 7 編の第 6 条、使用施設の地方上の制限 ということで、
0:04:49	記載をさしていただいております。
0:04:53	それから 8 ページに、

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:04:55	行きまして中段から下になりますけども、
0:04:58	関連条文変更なしで第7編の第1中、11条と、第12条の
0:05:06	保安規定の関連文書について記載をさせていただいております。
0:05:13	それから、
0:05:17	10ページですね。
0:05:20	10ページのこれについても、
0:05:24	変更対象条文等、第7編第6条、
0:05:29	の
0:05:30	5項の第1項第2項及び第5項について変更前、ということで経済の方を調査、
0:05:38	それから第7編の第6条の3、
0:05:41	開封点検に係る施設内の監視前点検、
0:05:45	こちらについても記載の省略ということで記載をさせていただきます。
0:05:49	それから第7編第6条ということで、主要施設の使用上の制限についても記載をさせていただいております。
0:06:00	それから11ページになります。
0:06:04	これも中段から室になりますけども、
0:06:08	第7編第26条の、
0:06:12	放射性廃棄物でない廃棄物の管理ということで
0:06:16	燃料研究、保全、施設保全課長はという文言を追記させていただいております。
0:06:24	それから、12ページですけども、中盤中段から下になります。こちらにもですね第7編第6条の、
0:06:34	使用上の使用施設の使用上の制限ということで
0:06:38	記載をさせていただいております。
0:06:44	別府。
0:06:50	燃研棟に関わる工程については以上になります②の資料は以上になります。
0:06:58	規制庁の本田ですありがとうございます続けてホットラボも続けてご説明いただければと思います。
0:07:11	はい、大原兒玉の木村ですよろしく申し上げます。まず資料ですけどもまず資料の①につきましてはですね今回この
0:07:21	消防につきましては、前回より変更がございませんので、資料②の方から説明させていただきます。
0:07:32	まず資料②の方なんですけども、一応

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:07:37	水越さんの方から少し説明がありました前回からの資料は全体はミラーン名前で資料作られていたんですけども、こちら
0:07:47	3番のシートに言語いたしまして前回比2段のうち左側に書いてあったのが審査基準ということそのまま残っておりまして前回保安規定関連条文というところで記載されていた内容につきましては、右側の備考の方に移動させていただきました。
0:08:08	今回真ん中の部分には、ワーキングの関連する条文、あとは変更した条文等の記載というところでさせていただいております。
0:08:19	このようなつくりとはなっております。
0:08:21	実際本当ラバーどこからかと言いますとですね、まずめくっていただきまして5ページです。
0:08:30	5ページのところなんですけどもこちらの第6編の第1の各電力最大取扱量に、
0:08:38	経済集落となっている部分につきまして、この
0:08:42	ものに対しまして次ページ以降にですね、関連する条文を追加させていただいてる及び変更を行っております。
0:08:55	6ページの真ん中より下の関連条文化と変更なしというところで今回設置いたしました。またですねこちらの6ページの備考欄にですねこの6000第十條の脇の部分なんですけども、
0:09:10	なお書きを追加させていただきまして、このなお書きの通りですね現状使用してない、確認及び等をしてないという状況ですけれども、こちら17条に基づく点検は実施はしております。
0:09:26	この7ページですけれども引き続き
0:09:30	関連情報は記載されているというところとなっております。
0:09:38	次めくっていただきまして、9ページの部分、こちらは、そのまま掲載約省略ということで、というところを記載をしております。
0:09:55	さらにめくっていただくと次、12ページになります。
0:10:01	12ページにつきましてはこちら変更対象の条文、第6編の第17条3項の部分追加をいたしましたのとは、次ページに、
0:10:11	関連条文を追加いたしました、第6編の十七條のこちら第1項の、
0:10:18	うんとなっております。こちら追記いたしました。
0:10:25	まためくっていただきまして、今度16ページ、下の部分となります。こちらですね変更対象の条文ということで、
0:10:36	その分を追加させていただきました。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:10:43	最後のページですね 17 ページですけど、こちらの第 6 点の第 1 票の方と、あと
0:10:51	主要水道した維持管理時の説明の場についても記載を追記いたしております。
0:11:00	ホットラボにつきまして②の方の説明を終了させていただきます。
0:11:07	が、原子力規制庁のホンダですありがとうございました。
0:11:13	ちょっとこちらからいろいろ指摘させていただいて今回②のところ、
0:11:19	既基準し保安規制の審査基準と、保安規定の記載と、あと変更の部分の 3 段階で、
0:11:27	綺麗に整理していただいてこちらとしてもわかりやすい、9、ご説明いただいたかなと思っております。
0:11:35	ホットラボとも燃研棟ともそうです。
0:11:38	ですのでこれについて私の方からは、特にコメントっちゃうかあと確認事項というのはございませんが、佐久間さん何かありますでしょうか。
0:11:50	私からも特にありません。規制庁佐久間ですけど。特にありません。はい。ありがとうございました。そしたら 3 番目の資料の説明も、
0:12:00	これは燃研とホットラボも引き続きよろしく願いいたします。
0:12:08	はい。原子力総合は来年財務の水越でございます。
0:12:12	それではお手元の③の資料についてご説明します。燃研棟に関連する箇所ですけども、年が月 2 ページになります。
0:12:24	この中段の③の使用施設等の操作ということで、
0:12:29	金属詰め替え作業に係る臨界防止の措置について記載を追加するという ことで、なお第 7 編第 20 条、臨界管理については、
0:12:39	変更しないというふうに記載をさせていただいております。
0:12:43	それから金属容器詰め替え作業に関わる装備等についての記載を追加する ということで、なお書き例第 7 円第 11 条、作業開始前及び作業終了 後の措置。
0:12:55	それから第 12 条、作業中の設備等の監視の記載については、変更しない ということで記載をさしており、記載をさせていただいております。
0:13:05	それから 1 冊、3 ページになります。
0:13:11	中段です⑨番のところ、使用施設等の操作ですけども、
0:13:17	作業終了に伴い、開封点検等に係る臨界防止の措置についての記載を削 除する。
0:13:23	それから作業終了に伴い、開封点検等に係る装備についての記載を削除 するというふうに記載をさせていただいております。

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:13:32	それから、⑩番の賃料線量当量汚染の除去等についてですけども、こちらについても作業終了に伴いまして、開封点検等に係る汚染検査等の
0:13:44	排出前点検の記載を削除するというふうに記載をさしていただいております。連系等に関連する箇所については以上でございます。
0:14:09	規制庁の方ですホットラボさんも引き続き、
0:14:13	よろしくをお願いします。
0:14:16	金トラフの三浦です。本資料ですけどもホットラボの変更箇所につきましては、1 ページ目の真ん中やや下のの部分の記載となっております。
0:14:28	もともと第 10 条 3 項の部分の変更に対しての説明のみの記載でした。生木移行の部分新たに追加いたしました。
0:14:39	それはなお書きにて変更してない関連条項について追記いたしました。
0:14:46	以上です。
0:14:49	はい。ありがとうございます。規制庁の問題ですありがとうございます。この 3 番目の資料についても
0:14:56	必要な条文の記載を追加していただいたということで、
0:15:03	綺麗に
0:15:04	整理されたしあと②との資料の関係も
0:15:09	すっきりするかなと思ひましてどうもありがとうございます。
0:15:14	これについても特に私からは意見は特にございません。
0:15:19	土佐サクマさんはいかがですか。
0:15:26	規制庁サクマですがコメントありません。はい、ありがとうございます。
0:15:31	そうしましたら、
0:15:34	本日の面談で確認すべき。
0:15:37	事項はこっちの当方からは以上でございます、ご説明も了解したということになります。
0:15:47	原子力機構さんの方から何かありますでしょうか。
0:15:58	原子力機構案各本部、仲村です。私の方からは特にございません。全体分ホットラボさんそれぞれございましたらご発言をお願いいたします。
0:16:07	現在部マエダでございます。ごめん。特にございません。以上です。
0:16:14	大人のキムラです。本山からも特段ございません。
0:16:19	はい。
0:16:20	原子力規制庁の本田です。わかりました。特にないということでそうしましたら本日のこの新井喜多大洗研究所喜多地区の保安規定変更認可申請に係る面談これで、

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:16:33	終了といたします。どうもありがとうございます。引き続きよろしくお 願いいたします。
0:16:39	午後は、工藤三田失礼します。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。
発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。